

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【公開番号】特開2017-75337(P2017-75337A)

【公開日】平成29年4月20日(2017.4.20)

【年通号数】公開・登録公報2017-016

【出願番号】特願2017-18335(P2017-18335)

【国際特許分類】

C 08 G 75/0227 (2016.01)

【F I】

C 08 G 75/0227

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月30日(2017.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記(1)から(4)を満たすポリアリーレンスルフィド。

(1) 重量平均分子量が10000以上である。

(2) 重量平均分子量/数平均分子量で表される分散度が2.5以下である。

(3) 加熱した際の重量減少が下記式を満たす。

$$W_r = (W_1 - W_2) / W_1 \times 100 = 0.18 (\%)$$

(ここで W_r は重量減少率(%)であり、常圧の非酸化性雰囲気下で昇温速度20%/分で熱重量分析を行った際に、100到達時の試料重量(W_1)を基準とした330到達時の試料重量(W_2)から求められる値である)

(4) 窒素含有量が200ppm以下である。

【請求項2】

下記式を満たす請求項1に記載のポリアリーレンスルフィド。

$$MFR = MFR_1 / MFR_2 \times 100 = 200 (\%)$$

(ここで MFR はメルトフロー-レイト(以下、 MFR)の変化率であり、常圧の大気下315.5で5分加熱後に5kgの加重を印加して行う MFR (g/10min)の測定で、未酸化品のメルトフロー-レイト(MFR_1)と酸化処理品(粒径が2.00~1.70mmの粉粒物を大気下230×6時間処理したもの)のメルトフロー-レイト(MFR_2)から求められる値である。なお、 MFR 測定はASTMD-1238-70に準じ、温度315.5、荷重5kgにて行う。)

【請求項3】

実質的に塩素以外のハロゲンを含まない請求項1または2のいずれかに記載のポリアリーレンスルフィド。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

[2] 下記式(II)を満たす前記[1]に記載のポリアリーレンスルフィド。

$$MFR = MFR_1 / MFR_2 \times 100 \quad 200 (\%) \dots (II)$$

(ここで MFR はメルトフローレイト(以下、MFR)の変化率であり、常圧の大気下 315.5 で 5 分加熱後に 5 kg の加重を印加して行う MFR (g / 10 min) の測定で、未酸化品のメルトフローレイト (MFR₁) と酸化処理品 (粒径が 2.00 ~ 1.70 mm の粉粒物を大気下 230 × 6 時間処理したもの) のメルトフローレイト (MFR₂) から求められる値である。なお、MFR 測定は ASTM D-1238-70 に準じ、温度 315.5 、荷重 5 kg にて行った。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0184

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0184】

本実施例に示すとおり、反応時間を延長し反応を進めることで、実施例₄のPAS よりも窒素含有量の少ないPASを得られることが分かる。